平成２８年（フ）第５３３号
兵庫県姫路市西夢前台２丁目68番地
破産者　関西アグリフーズ株式会社
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５３４号
兵庫県神戸市長田区東尻池７丁目３－３　サニーハウス201号室、従前の住所兵庫県姫路市西夢前台２丁目68番地
破産者　舘　　侑洋
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０６号
岡山県倉敷市新田2370番地４
破産者　株式会社Ｖｉｃｔｏｒｙ
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
岡山県倉敷市水島北緑町４番24号
破産者　株式会社松建興業
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
愛媛県今治市吉海町仁江1054番地
破産者　有限会社渡辺建設
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第６１２号
東京都八王子市石川町93番地１ＴＩＫマンション２Ｆ
破産者　濱　由美子（旧姓八木）
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１４９号
東京都三鷹市上連雀４丁目１番７号マルケイビル302
破産者　池田　隆政
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２６６号
東京都青梅市東青梅６丁目２番地の15
破産者　新　啓太郎
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１号
東京都八王子市北野町583番地５サンハイム北野302号
破産者　興満　寛子
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７８号
三重県津市安東町2476番地
破産者　有限会社中村製作所
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９５号
三重県津市一身田上津部田1488番地158　レークサイドヴィラＣ116
破産者　坂倉　雄大
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２５号
三重県桑名市大字西別所1200番地281
破産者　西田　義之
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
三重県四日市市中川原１丁目３番33号
破産者　有限会社東海セフティー
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
三重県四日市市西伊倉町３番22号　ウェストバンブーγ－102、前住所三重県四日市市中川原１丁目３番33号
破産者　三厨五百記
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２００号
大津市坂本１丁目345番地の１
破産者　株式会社エス・シー
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８号
滋賀県甲賀市水口町山2654番地９
破産者　有限会社園田
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７５号
広島県世羅郡世羅町大字宇津戸1016番地
破産者　有限会社ユーテック
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２１７号
香川県高松市鶴市町2036番地11　サントノーレ高松西壱番館908号、開始決定時の住所香川県高松市香西西町182番地２
破産者　亡西井修相続財産
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９６号
鹿児島市紫原６丁目47番９号
破産者　有限会社隆月建設
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第９０号
滋賀県彦根市田原町260番地、前住所滋賀県彦根市野田山町938番地１（105号）
破産者　山内　英人
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１２８７号
さいたま市中央区八王子５丁目10番５号
破産者　原　　珠美
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係